

平成26年9月5日
改定 平成30年3月26日
改定 令和3年7月20日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

川内地域原子力防災協議会

1. はじめに P.2
2. ^{せん だい}川内地域の概要 P.4
3. 緊急事態における対応体制 P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P.21
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P.35
6. UPZ内における対応 P.46
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 P.88
8. 緊急時「エリク」の実施体制 P.99
9. 原子力災害時の医療等の実施体制 P.108
10. 国の実動組織の支援体制 P.118

1. はじめに

・この「川内^{せんだい}地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した川内^{せんだい}地域原子力防災協議会において、九州電力(株)川内^{せんだい}原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む鹿児島^{かごしまけん}県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、川内地域においても「川内地域原子力防災協議会」が設置された。

川内地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
鹿児島県副知事

オブザーバー

薩摩川内市
いちき串木野市
阿久根市
鹿児島市
出水市
日置市
始良市
さつま町
長島町
九州電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. ^{せんだい}川内地域の概要

- 川内原子力発電所は、九州電力(株)が鹿児島県薩摩川内市に設置している原子力発電所である。
- 川内原子力発電所は、昭和59年7月から1号機による営業運転を開始。昭和60年11月に2号機の運転を開始している。

九州電力(株)川内原子力発電所について

(1) 所在地

鹿児島県薩摩川内市久見崎町

(2) 概要

1号機：89.0万kW・PWR

2号機：89.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（令和3年4月時点）

1号機：昭和54年 1月／昭和59年 7月／36年

2号機：昭和56年 5月／昭和60年 11月／35年



原子力災害対策重点区域の概要

- かごしまけん
鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所から概ね半径5kmを目安とするPAZ内、発電所から概ね半径5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- せんだい
川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は薩摩川内市、UPZ内は7市2町にまたがる。



<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(薩摩川内市)

住民数: 4,182人*

<概ね半径5～30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、

阿久根市、鹿児島市、出水市、

日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数: 198,143人*

* 人口は、令和2年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ内人口は4,182人、UPZ内人口は198,143人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で202,325人。

関係市町名	PAZ内		UPZ内		合計	
	(概ね半径5km)		(概ね半径5～30km)			
さつ せんだい し 薩 摩 川 内 市	4,182人	2,352世帯	86,206人	41,295世帯	90,388人	43,647世帯
くしきのし いちき串木野市			27,472人	13,233世帯	27,472人	13,233世帯
あ く ね し 阿 久 根 市			20,009人	10,045世帯	20,009人	10,045世帯
か ご し ま し 鹿 児 島 市			834人	470世帯	834人	470世帯
い ず み し 出 水 市			21,329人	9,900世帯	21,329人	9,900世帯
ひ お き し 日 置 市			26,064人	11,803世帯	26,064人	11,803世帯
あ い ら し 始 良 市			5人	5世帯	5人	5世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町			15,405人	7,725世帯	15,405人	7,725世帯
ながしま ちょう 長 島 町			819人	378世帯	819人	378世帯
合計	4,182人	2,352世帯	198,143人	94,854世帯	202,325人	97,206世帯

- 平成27年国勢調査によれば、^{さつませんだいし}薩摩川内市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- 平成28年経済センサスによると、248事業所、約3,400人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
^{さつませんだいし} 薩摩川内市	7,989	7,032	957

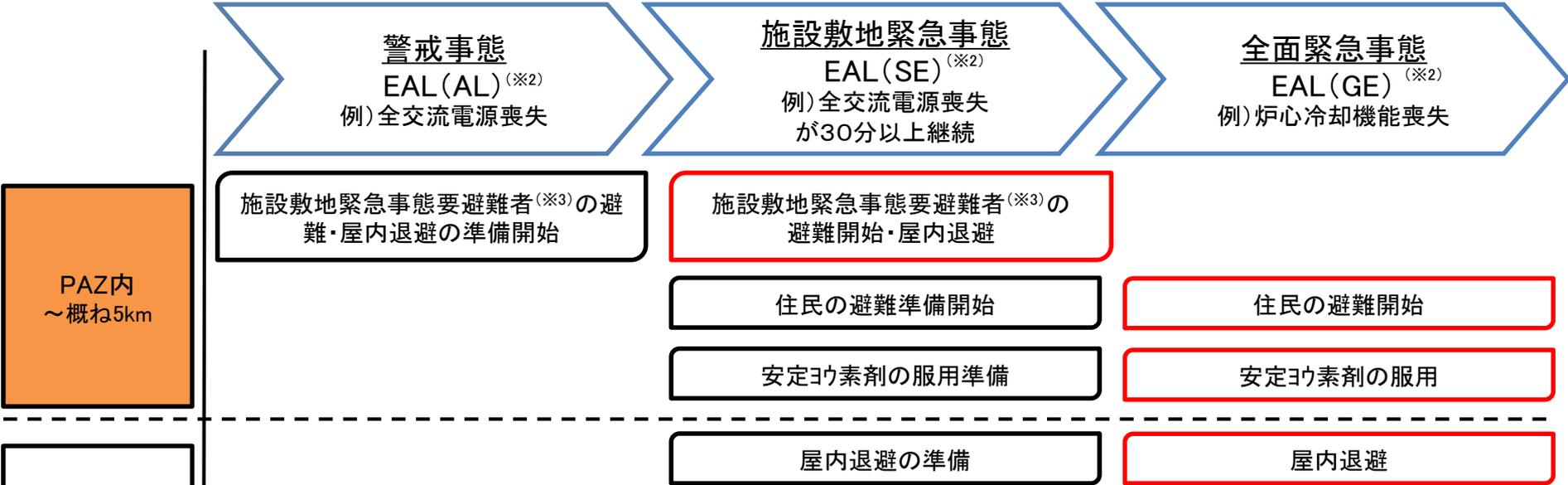
※ 平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
^{そうろう} 滄 浪	36	1,023
^{よりた} 寄 田	6	41
^{みずひき} 水 引	168	2,068
^{みねやま} 峰 山	38	240
合 計	248	3,372

※ 総務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』の調査票情報から各地区の町内の事業所、従業員数を計上。

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

UPZ内
概ね5km～
30km
(※4)

UPZ外
概ね30km～
(※5)

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

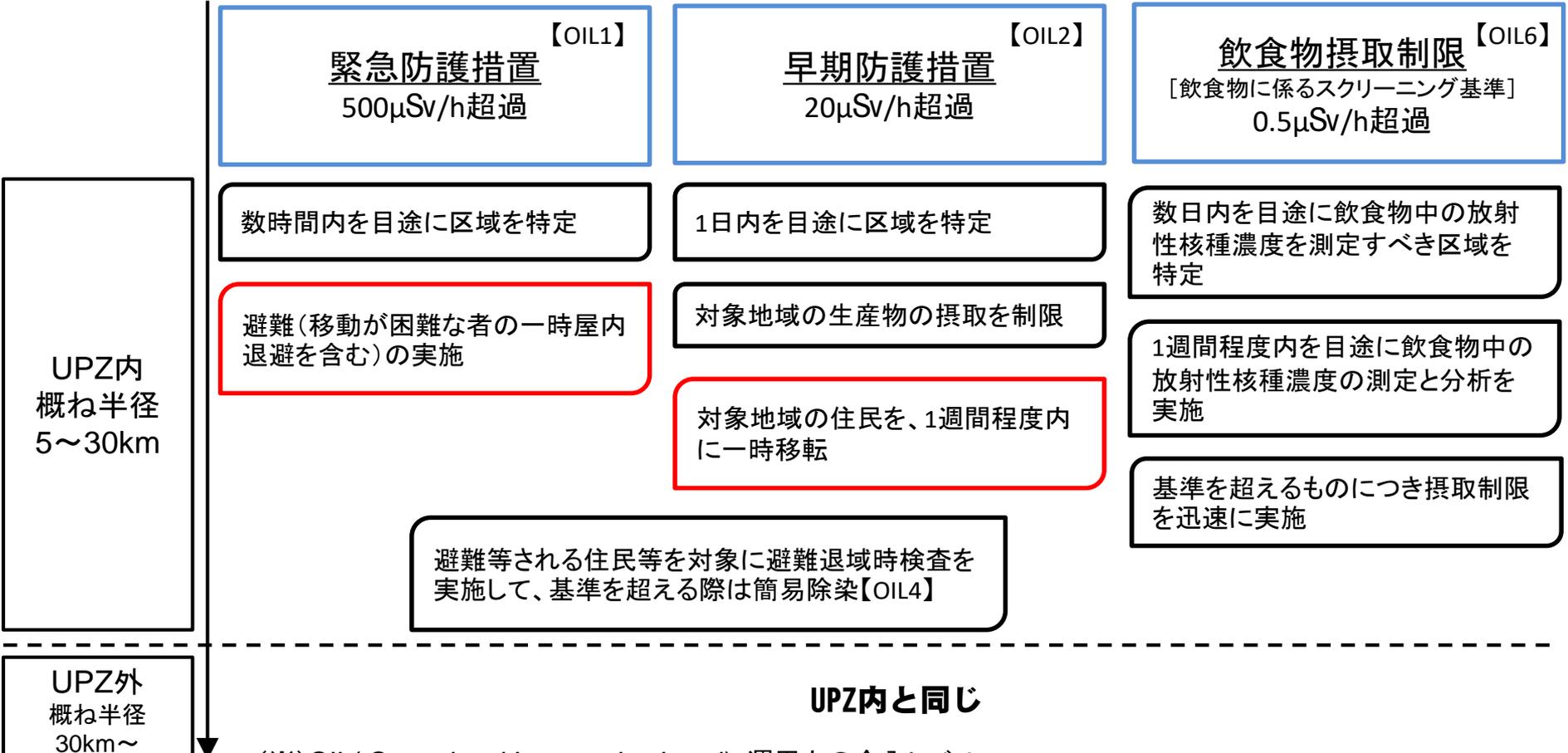
(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 イ 要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
 ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 (注) 令和3年6月2日の原子力規制委員会で示された原子力災害対策指針の改正案

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準